

令和6年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年9月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年9月6日 午前9時宣告

開 議 令和6年9月6日 午前9時宣告（第1日）

| | | | | | | | | | |
|------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 応招議員 | 1番 | 齋藤 | 光 | 2番 | 岡林 | 哲司 | 3番 | 山本 | 和輝 |
| | 4番 | 田村 | 幸生 | 5番 | 橋元 | 陽一 | 6番 | 宮崎 | 知恵子 |
| | 7番 | 西森 | 勝仁 | 8番 | 下川 | 芳樹 | 9番 | 坂本 | 玲子 |
| | 10番 | 森 | 正彦 | 11番 | 松浦 | 隆起 | 12番 | 岡村 | 統正 |
| | 13番 | 永田 | 耕朗 | 14番 | 藤原 | 健祐 | | | |

不応招議員 なし

| | | | | | | | | | |
|------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 出席議員 | 1番 | 齋藤 | 光 | 2番 | 岡林 | 哲司 | 3番 | 山本 | 和輝 |
| | 4番 | 田村 | 幸生 | 5番 | 橋元 | 陽一 | 6番 | 宮崎 | 知恵子 |
| | 7番 | 西森 | 勝仁 | 8番 | 下川 | 芳樹 | 9番 | 坂本 | 玲子 |
| | 10番 | 森 | 正彦 | 11番 | 松浦 | 隆起 | 12番 | 岡村 | 統正 |
| | 13番 | 永田 | 耕朗 | 14番 | 藤原 | 健祐 | | | |

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 片岡 雄司 | 健康福祉課長 | 岡崎 省治 |
| 教 育 長 | 濱田 陽治 | 教 育 次 長 | 廣田 春秋 |
| 会計管理者兼会計課長 | 吉野 利香 | 産業振興課長 | 下八川久夫 |
| 総務課長 | 片岡 和子 | 建設課長 | 吉野 広昭 |
| まちづくり推進課長 | 岡田 秀和 | 農業委員会事務局長 | 藤本 雅徳 |
| 住民課長 | 真辺 美紀 | 代表監査委員 | 上田 益英 |
| 病院事業副管理者兼事務局長 | 宮本 福一 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
10番 森 正彦 12番 岡村 統正

令和6年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和6年9月6日 午前9時開議

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 報告第7号 | 令和5年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第6 報告第8号 | 令和5年度資金不足比率の報告について |
| 日程第7 報告第9号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第8 報告第10号 | 一般財団法人しあわせづくり佐川の経営状況について |
| 日程第9 同意案第1号 | 佐川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 認定第1号 | 令和5年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第11 認定第2号 | 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第12 認定第3号 | 令和5年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |
| 日程第13 認定第4号 | 令和5年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第14 認定第5号 | 令和5年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について |

| | | |
|-------|---------|---|
| 日程第15 | 認定第 6 号 | 令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第 7 号 | 令和5年度佐川町水道事業会計の決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第 8 号 | 令和5年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第18 | 議案第60号 | 令和6年度佐川町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第61号 | 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第62号 | 令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第63号 | 令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第64号 | 令和6年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第23 | 議案第65号 | 令和5年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について |
| 日程第24 | 議案第66号 | 佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第67号 | 佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第68号 | 佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第69号 | さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第70号 | 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第29 | 議案第71号 | 佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第72号 | 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまから令和6年9月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

なお、執行部から、本日、副町長が欠席とのご報告を受けております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、10番、森正彦君、12番、岡村統正君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（藤原健祐君）

おはようございます。

9月定例会の会議及び運営につきまして、9月2日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日9月6日を開会日とし、報告、同意、認定、議案の上程、説明までとします。

7日土曜日、8日日曜日は休会とします。

9月9日月曜日、10日火曜日は一般質問を行います。

11日水曜日は休会とし、決算勉強会とします。

12日木曜日にも休会とし、決算勉強会を行い、終了後、議員全員協議会を開催します。

13日金曜日は議案質疑、討論、採決を行い、閉会いたします。

本定例会の会期は9月6日から13日までの8日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については議長に一任しますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月13日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、例月の出納検査報告書の提出が監査委員より、あっております。

これらは事務局で保管しておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

それでは6月定例会後の重立ったものについて報告します。

6月14日、令和6年第2回日高村佐川町学校組合議会定例会が開催されました。

提出されました議案は1件で、教育長の選任同意案件であり、現教育長である佐川町加茂「岩本敏彦」氏が引き続き、満場一致で選任されました。

6月19日、佐川高等学校による「いのち輝け～さくら咲くプロジェクト」総合的な探究の時間成果発表会にご案内を受け、参加してまいりました。佐川高等学校教育の一環として、今後も引き続き継続していただきたい地域定住意識を醸成するプロジェクトでした。

6月21日、令和6年度青少年育成佐川町民会議が桜座において開催され、会議の議長を務めてまいりました。

同日、高知県自治会館において、高知県町村議会議長会理事会が開催され、出席してまいりました。

6月24日、さかわ観光協会第10回定時総会のご案内をいただき、祝辞を述べてまいりました。

6月28日、令和6年度国道33号整備促進期成同盟会総会が高知会館において開催され、町長とともに出席してまいりました。

7月1日、令和6年度仁淀川改修期成同盟会による要望活動において四国地方整備局に町長とともに出席してまいりました。仁淀川治水事業について要望活動を行ってまいりました。

7月3日、令和6年度国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会総会が高知町民会館において開催され、町長とともに出席してまいりました。

7月は他市町村議会から佐川町への視察にたくさんお越しいただきました。

7月1日、北見市議会議員会派7名をはじめ、18日、長崎県大村市議会、19日、香南市議会による視察は、主に観光行政視察についてでありました。

23日には、広島県世羅町議会総務文教常任委員6名の方々が、当町の奨学金返還支援制度について来町され、一言ご挨拶を申し上げてまいりました。

このように、たくさんの視察来町効果は、ひとえに関係する担当職員の方々、関係団体、住民の皆様方の常日頃のたゆまぬご努力、ご尽力によるものであると感謝申し上げます。

7月21日、かねてより事業が進められておりました、国土交通省による宇治川総合内水対策事業がこのたび完成し、竣工式及び祝賀会のご案内を受け、町長とともに出席してまいりました。当日は枝川小学校体育館にて、関係各位のもと盛大に式典が行われました。

7月30日、令和6年度市町村議会議員研修が県民文化ホールにおいて開催され、議員の皆様方と出席してまいりました。研修の講師は、東北大学大学院情報科学研究科准教授、河村和徳氏による「市町村議会のデジタル化～できることの論点整理～」と題した講演でありました。当議会で現在進めております内容に沿った、タイムリーな講演内容でした。併せて今後の地方自治体の在り方も講演いただき、意義深い内容でありました。

8月5日、国道33号整備促進期成同盟会総会高知県協議会による、国土交通省四国地方整備局へ要望活動に、町長とともに行ってまいりました。

当日は、越知町長である小田会長をはじめ、道路沿線各町村要望をしてまいりました。防災、減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても、必要な予算、財源を確保すること、道路の安全、安心の確保に向け、交通安全対策の推進と慢性的な交通渋滞の解消、また当町の川内ヶ谷橋における橋梁架替及び橋梁前後の線形改良の早期完成を図ることなどを要望してまいりました。

8月21日、第18回高幡町村議会議員研修会が越知町民会館で開催され、議員の皆様方と事務局とで参加してまいりました。講師は高知県地域おこし協力隊ネットワークとさのねサポートチーム、廣瀬真也氏による「移住者目線のまちづくり」と題した講演を聴いてまいりました。廣瀬氏は越知町地域おこしに貢献され、現在は越知町のまちの情報誌など編集されているとのことでした。私たち議員には、移住者の視点を理解しながら、移住者と地域を結ぶ役割と、地域の翻訳家の役割を担って欲しいとの講演内容でありました。

8月22日、令和6年度地域に根ざした佐川高等学校を後援する会総会が開催され、出席してまいりました。持続可能な地域の実現に貢献できる人材を育成し、地域人材の育成を核とした資格取得を積極的に行うなど、支援活動報告を受けました。また、これからの年次計画案も提示され、地元の高校をしっかりと支援していくことによって、人口減少に歯止めをかける今後の課題を町として一緒に考えながら、包括的に捉えていくことが必要であると思われました。

8月26日、高知県自治会館において、高知県町村議会議長会理事会が開催され、出席してまいりました。終了後、町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会が、同会館において開催され、出席してまいりました。

県職員による自治体DXの推進について、南海トラフ地震対策の見直し、加速化等について、中山間地域の人口減少対策について、子ども子育て支援について、それぞれ説明がありました。濱田知事からは、「共感と前進～高知県の挑戦～」と題した講演があり、拝聴してまいりました。

9月4日、高吾北広域市町村事務組合議会が開催され、出席してまいりました。

提出されました議案は、令和5年度の決算認定や条例改正案1件、補正予算案4件でありましたが、いずれの議案も全員賛成で可決されました。条例改正案においては、令和5年度春日荘利用者自己負担金に多額の未済額が発生したとの事案に関し、組合長、副組合長の報酬をその管理監督責任により、令和6年10月分から3ヵ月分支給停止するものであると報告を受けました。公金の管理においては、管理体制の見直しを徹底し、職員の意識徹底を図ることを強く求めるものであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆さんおはようございます。

本日は、議員の皆様方にご出席をいただき、令和6年9月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。また日頃は町政運営に對しまして、ご指導ご協力をいただき、改めまして、厚く御礼を申し上げます。それでは開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず始めに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応につきましてご報告をいたします。

8月8日午後4時43分頃、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震発生に伴い、南海トラフ地震の想定震源域で、大規模地震の発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったとして、同日午後7時15分に、2019年の運用開始から初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が気象庁から発表されました。

これを受け、町では地域防災計画に基づき配備体制を敷くとともに、町長をはじめとする各課局で構成された対策会議を発表後から、配備を解くまでの間、計5回開催し、対応を協議いたしました。

まずこの間の対応といたしまして、高知气象台や県などから、情報収集を行うとともに、改めて備蓄品や資機材、通信機器の通信方法の確認など、業務継続計画に基づき、地震後の、特に応急対応業務について対応、体制の確認を行いました。

また併せて、住民の皆様には、防災行政無線などにより、備蓄品や自宅の屋外、屋内の安全確認、ご家族との連絡方法や避難先を決めておいていただきたい旨の呼びかけを行うとともに、ご自宅が耐震構造になっていないなど、不安を抱えておられる住民の皆様に対しまして、自主避難用の避難所としまして、総合文化センターを開設させていただきました。

なお、これらの対応につきましては発生から1週間が経過し、特段の変化を示すような地震活動や地殻変動が観測されなかったことにより、8月15日午後5時をもって、特別な注意の呼びかけの終了が内閣府から発表されたことに伴い、配備体制を解除するとともに、避難所を閉鎖させていただいております。

今後の対応といたしましては、内閣府からの特別な注意の呼びかけは終了いたしました。南海トラフ地震発生の確率は、今後30年以内に70%から80%と見込まれるなど、切迫した状況には変わりはありません。

町としましては、より緊張感を持って、事前の防災対策、備えに取り組んで参りたいと考えております。

住民の皆様におかれましても、この機会に引き続き、住宅の耐震化や家具等の固定による室内の安全対策、水や食料の備蓄など、事前の備えを整えていただきますよう改めてお願いをいたします。

なお9月14日土曜日には、佐川町立桜座におきまして、高知大学教育研究部理工学部門の教授であり、防災推進センター副所長を務められております原忠氏を講師に迎え「巨大地震の教訓と備え」と題した防災講演会を計画しております。

議員の皆様をはじめ、多くの住民の皆様にご参加していただき、今まで以上に危機管理意識を高めていただき、南海トラフ地震に備えていただきますよう併せてお願いをいたします。

次に、先日末の台風10号への対応についてご報告します。

今回の台風10号につきましては、当初大型で非常に強く、統計史上最強クラスであるとの報道や、気象台の発表がありました。

これを受け、8月27日には対策会議を開き、避難所の開設などを含む対応、体制について、今後の方針を決定するなど、できうる限り万全の体制で臨みました。

台風自体は31日の未明に最接近したものの、佐川町内での人的被害などの大きな被害もなく安堵しております。

また、今回の台風対応につきましては、大型で非常に強い台風が接近するということもあり、危機管理対策室の職員を始め、今まで以上に緊張感を持

ち、全職員が一丸となって対応してくれました。

加えて、消防団団長をはじめ、各分団の皆様にも自力で避難所に向かうことが困難な方の搬送や、土のうの製作等の任務に当たっていただくなど、住民の生命と財産を守るためにご尽力いただき、心から感謝しております。ありがとうございました。

なお、台風シーズンはまだまだ終了していないことから、今後におきましても今回の経験を踏まえ、さらに万全を期してまいりたいと考えております。続きまして、各課の所管事項についてご報告させていただきます。

初めに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、地区懇談会について報告させていただきます。

6月18日から27にかけて、町内5地区で計6回の地区懇談会を実施しました。

災害に備えた備蓄品のストックのお願い、マイナンバーカードの保険証としての利用について、木造住宅、瓦屋根の耐震化の補助事業について、町立図書館さくとの整備の状況など、事業概要を説明させていただき、住民の皆様からは、説明させていただいた事業のことだけではなく、日頃の町政についても、お気づきのことやお考えになっていることについてご意見、ご要望をいただきました。いただきました多くの貴重なご意見につきましては、しっかりと精査し迅速に対応を進めて参ります。

次に佐川ぐるぐるバス事業について報告いたします。

6月20日に本年度第1回目の佐川町地域公共交通会議を開催し、交通事業者や地域の代表の方など、委員の皆様にご協力をいただきました。

会議では、まず全体の利用状況について報告をさせていただきました。昨年10月から本年4月までの7ヵ月間の全路線利用者数は6,590人、また、全路線1便当たりの平均利用者数は2.62人となっております。

前年同期の実績実績と比較いたしますと、利用者数で1,198人の増、割合にして22%の増、平均利用者数は0.16人の増となっております。

その主たる要因は、住民の要望に沿った路線の見直しと新規路線の運行や、ぐるぐるバスの認知度が上がってきたことなどが考えられます。

また、例年10月に行っておりましたダイヤ改正は、JRとの接続を考慮し、今年度はJRのダイヤ改正に合わせて3月に行うことの承認や、地区別意見交換会で強い要望のあった郊外線の全線で町中心部を循環し、主要な集客施設を経由する運行経路に変更する大規模な路線の編成や、運賃の改定、定期券の導入、バスロケーションシステムの導入につきましても、ダイヤ改正に合わせて行うことの承認をいただきました。

運賃の改定につきましては、黒岩観光の町内を運行する黒岩線、尾川線の運賃を上限 200 円に統一し、ぐるぐるバスにつきましても、中心部ぐるぐる線の運賃を郊外線の 200 円に統一し、合わせて 1 ヶ月 1 千円、3 ヶ月 3 千円、6 ヶ月 5 千円のぐるぐるバス定期券サービスも開始いたします。利用頻度の高い方にとりましては経済的なメリットも大きく、乗り換えや短距離移動でより使いやすくなります。

バスロケーションシステムの導入につきましては、スマートフォンやパソコンで、バスがどこを走っているのか確認でき、バスが定刻どおり走っているのか、遅れているのかなどを把握することができます。役場、かわせみ、高北病院にはデジタルサイネージを設置し、バスの到着直前まで快適に施設内で過ごすことができる環境整備に取り組みます。

路線再編や新たなシステム導入の他、今後も引き続き住民の皆様のご意見を反映しながら、安全で利用しやすい公共交通施策を実施してまいります。

次に尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者である尾川地区活性化協議会について報告させていただきます。

7 月 21 日に発足 30 年を記念しまして、尾川地区活性化協議会発足 30 周年記念式典を、ふれあいの里尾川のステージ広場で開催し、たいこ演奏や琴演奏、餅投げなどが行われました。

今年があったかふれあいセンターひまわりの開所 15 周年、高知県立大学の活輝創生グループとの連携 10 周年を迎えた記念ということもあり、多くの列席があり、地域の皆様や関係者らの交流がより一層深まる式典となりました。

尾川地区活性化協議会は、平成 6 年 2 月に発足し、平成 11 年 4 月にはふれあいの里尾川が完成し、シルク工房での機織りや染め物体験教室の開催、尾川踊りの復活や桜並木の整備など、地域の活性化に寄与する取り組みが行われてきました。平成 25 年からは、集落活動センターたいこ岩の指定管理者となり、尾川踊りの小中学校生への指導などの伝承文化継承活動や、桜まつり、秋まつりなどのイベント開催、高知県立大学と連携したスマホ教室など、地域の課題にやニーズに応じた様々な活動に取り組んでいただいております。

これら 30 年にもわたる地域での産業、生活、防災などに関する様々な取り組みに対しましては、町としましても本当に頭の下がる思いでいっぱいです。本当に感謝しております。ありがとうございました。

今後も引き続き、尾川地区をはじめ、佐川町内各地区での地域活性化の取り組みに対し支援を行い、集落や生活環境の維持に努めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

職員採用試験についてご報告いたします。

令和6年度職員採用試験につきましては、一次試験を7月20日に、二次試験を8月18日にそれぞれ実施いたしました。

結果につきましては、8月28日に合格発表を行い、一般行政職として9名を採用することとし、内訳は、事務職7名、保健師1名、土木技術職1名となっております。

合格された9名の方には、来春から佐川町の職員として、これからの佐川町を担う人材となっていただくよう、大いに期待をしております。

次に住民課から所管事項でございます。

まず、令和6年度の納税通知書の発送についてご報告いたします。

国民健康保険税の納税通知書を7月10日に発送いたしました。

前年度と比較いたしまして、件数で131件減の1,909件、課税額は3,170万500円減の2億2,426万1,300円となっております。

課税額が減額した主な要因につきましては、団塊の世代にあたる被保険者の方々が、国民健康保険から後期高齢医療保険に移行したため、大幅に減額となったものでございます。

次に、令和5年度決算の徴収状況についてご報告いたします。

現年度の滞納繰越の合計徴収率は、町民税が前年度より0.1ポイント低下し99.5%、固定資産税が前年度より0.1ポイント低下し99.6%、軽自動車税が0.3ポイント低下し99.6%、国民健康保険税が前年度より0.6ポイント低下し98.5%となりました。

すべての税目において、徴収率は前年度を下回りましたが、県平均よりは高く、順位も上位を維持しております。

今後におきましても、租税負担の公平性と自主財源の確保に向け、適正な課税、早期対応や効率的で効果的な滞納整理を行い、徴収率の維持向上に努めてまいります。

次に、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付金）についてご報告いたします。

この制度は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族1人につき4万円の定額減税が実施されるにあたり、定額減税し切れないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した調整給付金を支給するものでございます。

手続きに関しましては、8月1日に該当されると思われ2,358名の

方々に確認書を送付し、現在受け付けを進めており、受け付けを済まれた方には順次お支払いをすることとしております。

次に佐川町加茂に建設される管理型産業廃棄物最終処分場の取り組み状況についてご報告いたします。

現在処分場内では、南側斜面の掘削工事と東側において、処分場から出る浸出水や地下水を集める集水ピットの建設工事が進んでいると聞いております。

進入道路整備工事につきましては、国道から東側へ約 250 メートル入った付近で、二つ目の函渠の施工が概ね完了し、併せて進入道路を支える補強土壁工の基礎工事が、進められております。

また工事中における周辺環境モニタリングにつきましては、直近の測定結果では、河川水及び工場、降下ばいじんにつきましては、すべての調査地点で基準値以下の数値であったと聞いております。

町としましては、今後も引き続き、県及びエコサイクル高知と連携し、工事の進捗状況について情報共有を図り、加茂地区での住民説明会や、環境保全等連絡協議会の開催をとおして、地域住民の安全の確保と生活環境の保全に取り組んでまいります。

次に健康福祉課の所管事項でございます。

まず、社会を明るくする運動についてご報告いたします。

今年で 74 回目を迎えた社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする趣旨で行われる国民的な運動であります。

毎年 7 月が運動の強調月間となっており、7 月 1 日には健康福祉センターかわせみにおきまして、佐川町、越知町、仁淀川町の保護司会や行政、警察など関係者約 40 名が参加して、社会を明るくする運動高吾地区推進委員会を開催し、3 町で内閣総理大臣からのメッセージ伝達式と啓発のためのパレードを行いました。

全国の犯罪を取り巻く環境は、検挙者のうち約半数が再犯者であるという厳しい現実直面しており、加えて 5 月に滋賀県大津市で起きた、保護司殺害事件は社会全体に大きな衝撃を与えました。

様々な課題が表面化する中で、国や地方自治体はもちろん、地域全体が連携して再犯防止に取り組む重要性が増してきております。

佐川町としましては、同じ高吾保護区管内の越知町、仁淀川町とも連携し、昨年度策定いたしました佐川町再犯防止推進計画に基づき、罪を犯した人の

支援とともに、すべての住民が安全で安心して暮らせる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に健康づくり推進委員会についてご報告いたします。

7月10日、健康福祉センターかわせみにおきまして、本年度の佐川町健康づくり推進委員会を開催いたしました。

当日の委員会では、第3期佐川町健康増進計画、食育推進計画、第2期佐川町自殺対策計画について、食生活、運動、健康・疾病予防、こころの健康の4つの柱ごとに、取り組み状況と各種指標の達成状況の報告を行いました。

各委員からは、こころの健康に関して、ゲートキーパーの養成、啓発活動などの自殺対策や、引きこもりの実態把握の必要性などについて、ご意見をいただきました。

今後におきましても、住民の皆様一人一人が自分ごととして、楽しみながら健康づくりができるように、地域全体で取り組みを進めてまいります。

次に、介護保険運営協議会についてご報告いたします。

7月31日、健康福祉センターかわせみにおきまして、本年度第1回佐川町介護保険運営協議会を開催いたしました。

当日の協議会では、地域包括支援センター業務について、令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画の説明とともに、令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画期間内の取り組みに対する自己評価の自己評価の報告を行いました。

各委員からは、介護人材の高齢化によるサービス事業所の存続のほうを心配する声や、施設における誤薬等の事故防止対策の徹底を周知すること、適切な介護サービス連携により介護度が下がった事例の報告など、貴重なご意見をいただきました。

いただきましたご意見をもとに検証し、今後の取り組みに生かしながら、高齢者福祉施策や介護保険事業の運営に努めてまいります。

次に産業振興課の所管事項でございます。

道の駅に関する事業についてご報告いたします。

まきのさんの道の駅佐川、おもちゃ美術館がオープンし、1年が経過いたしました。昨年はオープン特需とあわせて観光特需がございましたので、道の駅や上町地区を中心に多くのにぎわいが創出されたと感じております。

この道の駅ですが、6月29日と30日の両日に、開駅1周年記念としましてマルシェイベントが開催され、仁淀川流域を中心とした特産品や加工品の販売、またよさこい踊りや和太鼓の演奏、キッズダンスなどの催しを行い、ご来場いただきましたお客様には大いに楽しんでいただけたと実感しており

ます。

加えて、30日の式典には国土交通省政務官、尾崎正直衆議院議員と、国土交通省四国地方整備局、佐々木淑充局長にもお祝いに駆けつけていただき、道の駅の取り組みに関しまして心温まる激励、ご祝辞を頂戴したところです。

また道の駅は、この夏休み期間におきましても、町内外多くの観光客や帰省客により、連日にわたって大いににぎわいを見せており、熱中症対策として簡易ミストシャワーを設置した遊具公園におきましても、炎天下の中こちらが心配になるくらい元気に遊んでいる親子を見かけたところです。

これら道の駅の取り組みにつきましても、まだ始まったばかりであります。施設を訪れた皆様が安心、安全に利用していただけるように、これからも改善や改良継続していく必要があると考えております。特に2年目となる令和6年度は、大変重要な1年になると考えており、今後道の駅が産業と観光振興の拠点となり、住民の皆様の所得向上や観光客誘致につながる施設となるようしっかりと取り組んでまいります。

なお、道の駅やおもちゃ美術館の指定管理者であります、一般財団法人しあわせづくり佐川の令和5年度の経営状況につきましても、地方自治法に基づき本定例会におきましてご報告させていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に建設課の所管事項でございます。

まず、木造住宅耐震化支援事業の進捗状況についてご報告いたします。

本年1月に能登半島地震が発生し、その甚大な被害が連日報道されたこともあり、今なお多くの住民から問い合わせが寄せられております。

それにより、住宅耐震化補助事業の今年度の進捗状況につきましても、7月末時点において、耐震診断が70件、耐震設計48件、耐震工事72件と、昨年度1年間の実績を大きく上回るペースで進んでおり、今年度予算が早くも不足する状況となっております。

また8月8日には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されたこともあり、今後さらに住宅耐震化の問い合わせ、申請が増加することが想定されます。

町としましても、住民の皆様の地震に対する防災意識が非常に高まっているこの時期を好機ととらえ、防災啓発活動にも力を入れつつ、住宅耐震化率のさらなる向上を図ってまいります。

なお、これらの要望に対するため、当事業に関する補正予算を本定例会に提案させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

次に水道事業についてご報告いたします。

管路の更新及び耐震化工事につきましては、本年度予定しております中本町地区につきましては、すでに工事が完了しており、弘岡地区につきましても、すでに着手をしております。また、春日地区につきましては間もなく工事に着手する予定で、令和7年2月に完了する予定となっております。

工事期間中は、近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、細心の注意を払い工事を進めてまいりますのでご理解ご協力をよろしくお願いをいたします。

なお、平成20年度の基本計画及び平成28年度の経営計画策定時から、計画的に管路の耐震化に取り組んでおり、令和5年度末での基幹管路の耐震化率は75.3%となっております。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減するとともに、安全で強靱な水道事業経営の持続化を目指し、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に教育委員会の所管事項でございます。

初めに、さかわ・ところ体験学習交流活動についてご報告いたします。

この事業は、平成元年に当時の北海道常呂町と本町が姉妹町の盟約を交わしたことをきっかけに、小学生が1年交代で相互訪問している事業であります。

この事業は合併後の北見市にも引き継がれ、今回で54回目を迎え、佐川町から常呂町への訪問も27回目となっております。

今年は7月30日から8月2日までの4日間、佐川町の小学生5名と引率の教員1名、教育委員会事務局職員1名が常呂町を訪れ、開拓記念碑のある土佐公民館や川沿小学校を訪問しました。訪れました川沿小学校では、常呂町の児童が考えたゲームを佐川小学校の児童と一緒に楽しむなど、心に残る交流となりました。

その他にもオホーツク流氷館の見学、カーリング体験、サロマ湖ワッカ原生花園の散策、酪農の体験など、北海道の夏を楽しみ常呂町の子供たちとの友情を育みました。参加した子どもの佐川町の子供たちからは、口々に良い交流ができた、良い経験になったとの声を聞くことができました。

来年の夏には、常呂町の小学生が佐川町に来る予定となっておりますが、南国高知の自然を体験し、佐川の歴史、文化を学び、子どもたちの交流が深まりますよう準備を整えてまいります。

なお、北見市常呂町とは、尾川小学校の5年生の子どもたちが、常呂町小学校の5年生とインターネットで交流しておりますが、今後、サカワークの

改定にも合わせて、町内各小中学校で常呂町開拓の学習が進み、交流が進んでいくことを期待しております。

次に新町立図書館についてご報告いたします。

新たな文化の拠点として、富士見町に建設しております佐川町立図書館さくどにつきましては、現在竣工を目指して鋭意工事の仕上げをしている段階ですが、既存の電柱の移転や施工図の作成と確認のために時間を要した関係で、完成、引き渡し当初予定から1ヵ月遅れ、10月末となる見込みです。

開館につきましては想定どおり12月とし、現在のところ開館記念式典を12月19日木曜日を予定しております。

現在総合文化センターに開設しております仮設図書館につきましては、引越しと開館の準備のため、9月29日日曜日から閉館といたします。ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、よろしくお願いをいたします。

また、備品の購入につきましても計画どおり進んでおり、11月中にすべての備品の搬入を終える予定です。

さらに新たな図書館では、学び合いスタジオを活用して学ぶ楽しさを伝え、学びのきっかけづくりとなる活動を行います。その準備のため、7月から住民の皆様は図書館に楽しく関わっていただくための研修会を開催しております。併せて運営を支援していただくサポーターにつきましても、募集を進めております。

なお12月19日の予定の式典につきましては、議員の皆様にもご出席いただき、さくどの開館を祝い、共に喜んでいただきたいと思います。

次に佐川町立小学校の創立150周年についてご報告いたします。

町内各小学校は、一昨年以来それぞれ150周年を迎え、残る尾川小学校も今年創立150周年を迎えました。

このため10月27日に、125周年記念の際に、タイムカプセルに封入されたものの返却と、25年後の創立175周年に開封するタイムカプセルの封入や、昔の卒業生を含め、尾川地区の写真の展示などの記念行事を実施する予定としております。関係の皆様方に多数のご参加をいただきながら、心に残る記念事業になりますよう期待をしております。

次に、令和6年度全国中学校体育大会への出場についてご報告いたします。

佐川中学校柔道部の3年生女子が、県大会と四国大会の48kg級で優勝し、8月22日に長野県佐久市で開催される全国大会に出場いたしました。

全国大会でも、全国で5位と見事な成績を収めており、今後ますます力をつけられ、さらなる活躍を願っております。

次に社会教育関係の行事についてご報告いたします。

6月22日土曜日には、佐川町教育委員会と土佐清水市教育委員会主催による佐川町・土佐清水市ジュニアサッカークラブ交流イベントをスポーツパークさかわで開催いたしました。

講師として、プロサッカー選手の川澄奈穂美選手と平尾知佳選手を招待し、土佐清水市と佐川町のサッカークラブに所属している小学生62名への指導と交流試合を行いました。

これにより、両市町のジュニアサッカー選手の競技力の向上と交流を進めることができました。今後とも、スポーツを通じた子どもたちの交流が継続していくことを期待しております。

加茂地区では、町指定保護無形文化無形民俗文化財である竹ノ倉集落聖神社の火文字を7月14日日曜日に執り行う予定としておりましたが、当日は雨天のため例祭のみの実施となり、残念ながら火文字の点火は実施できませんでしたが、その夜は集落活動センター加茂の里において、加茂の夏祭りが開催され、ビアガーデンや夜店でにぎやかな祭りとなりました。

8月16日金曜日には、黒岩地区で県指定保護無形民俗文化財であるの瑞応の盆踊りが開催されました。

今年は高知県が実施する担い手事業として、県内の大学生4名が花台を飾る花づくりに参加し、併せて当日は学生2名と県職員4名が踊り子として参加してくれました。

450年以上続く盆踊りに、地区内外から大勢の参加者参加があり、歌と太鼓の響きともににぎやかな祭りとなりました。

両地区とも、伝統行事を絶やすことなく守り続けていただいておりますことに心から感謝を申し上げますとともに、町としましても保護、伝承に努めて参りたいと考えております。

8月17日土曜日と8月18日日曜日には、佐川サッカースクールと佐川町体育会主催による第38回佐川カップ少年サッカー大会がスポーツパークさかわを会場に開催されました。

今年は愛媛、香川の両県5チームと県内7チーム、約170名の子どもたちが交流を深めました。今後もサッカーを通じた交流とスポーツ振興が継続していくことを期待しております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

高北病院健康フェアについてご報告いたします。

6月30日に第8回高北病院健康フェアを開催いたしました。

当日は、町内外から84名の来場者があり、また9名の学生ボランティアの皆さんにお手伝いいただき、当院の非常勤講師による脳の病気についての

講演や、脳年齢、血管年齢等の各種測定、福祉相談やお薬相談などのを実施いたしました。

改めて高北病院に知っていただくとともに、健康や病気についても考えていただく機会をご提供できたことは、町としまして住民の皆様の健康増進に寄与できたと思っております。

今後も引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が4件、同意案が1件、認定が8件、議案が13件となっております。

議員の皆様には慎重なるご審議の上、適切なお決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして、行政報告とさせていただきます。

議長（松浦隆起君）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告第7号、令和5年度財政健全化判断比率の報告についてから日程第8、報告第10号、一般財団法人しあわせづくり佐川の経営状況についてまで、以上4件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは報告案件についてご説明申し上げます。

報告第7号、令和5年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。

また、すべての会計を対象としました実質赤字を示す連結実質赤字比率もマイナスでしたので、数値はございません。

次に一般会計などが負担をする借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります、実質公債費比率は5.4%で、令和4年度より1.2%上昇しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%でございます。

また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります、将来負担比率もマイナスでしたので数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標におきましても、前年度に引き続

き、早期健全化基準を超えるものはございませんでした。

報告第8号、令和5年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業会計、病院事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のこれらの公営企業会計ごとの資金不足額はなく、数値はございません。

報告第9号、専決処分の報告（損害賠償の額の決定）につきましては、町営住宅池田団地で発生しました漏水により、入居者に与えた損害に対する損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年8月16日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要は、令和6年7月11日未明に、池田団地3階において発生しました水道の漏水により、階下の住宅に浸水して入居者の所有物に損害を与えたものです。賠償する相手方は専決処分に記載のとおりで、賠償額は2万2,691円でございます。

報告第10号、一般財団法人しあわせづくり佐川の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を説明する書類を議会に提出することを報告するものであります。

令和5年度の決算及び令和6年度の事業計画につきましては、お手元に配付の資料のとおりとなっておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第9、同意案第1号、佐川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案件についてご説明申し上げます。

同意案第1号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、現委員であ

ります、和田昌幸氏の任期が本年10月11日で満了となりますので、再任いたしたく議会の同意を求めるものです。

和田氏につきましては、黒岩小学校、佐川中学校でそれぞれPTA会長を務められ、地域の人望も厚く教育委員として最適であります。

どうぞよろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第1号、佐川町教育委員会委員の任命について同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

日程第10、認定第1号、令和5年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、日程第17、認定第8号、令和5年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定についてまで、以上8件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、認定案件についてご説明申し上げます。

認定第1号、令和5年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、認定第6号、令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

認定第7号、令和5年度佐川町水道事業会計の決算の認定について及び認定第8号、令和5年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつ

けて議会の認定に付すものであります。

各認定案件の詳細につきましては、担当課局長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

会計課長（吉野利香君）

おはようございます。

それでは私から、認定第1号から認定第6号まで、令和5年度の一般会計と5つの特別会計の決算の内容についてご説明させていただきます。

なお、各会計の詳細につきましては、後日開催されます決算の勉強会で、各担当課局長から説明をさせていただきますので、私からは概要の説明とさせていただきます。

それでは、タブレットの参考資料フォルダーの中の、認定第1号から第6号関係のファイルをお開きください。

まず、1. 会計別実質収支からご説明をいたします。

一般会計は、歳入が90億8,860万5,511円、歳出が87億9,851万8,280円で、翌年度への繰越財源を除いた実質収支の額は2億504万9,209円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億500万円となっております。

令和4年度と比較いたしますと、歳入が約2億6千万円の減額、歳出が約1億7千万円の減額となっております。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入が18億1,349万447円、歳出が17億6,100万7,895円で、実質収支の額は5,248万2,552円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は525万2,552円となっております。

次に、学校給食特別会計は、歳入と歳出が同額の6,071万4,979円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計は、歳入が9,185万3,630円、歳出が3,510万8,284円となっており、令和6年4月1日から、公営企業会計に移行したため、決算額は3月31日までの金額になります。

次に、介護保険特別会計は、歳入が17億1,538万2,420円、歳出が16億4,450万7,645円で、実質収支の額は7,087万4,775円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、全額の7,087万4,775円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入が2億5,882万192円、歳出が2億5,486万7,313円で、実質収支の額は395万2,879円となっております。

続きまして、2. 一般会計歳入歳出決算につきまして、その主な増減の理

由をご説明いたします。

まず、歳入の1款、町税は、所得増による町民税の増額及び軽自動車税、住家新税率適用台数増により0.6%の増額となっております。

10款、地方交付税は、普通交付税が物価高騰などによる算定経費の見直しにより、1.8%の増額。

特別交付税は地方バスや民有林整備に要する経費などの増により、3.2%の増額となっております。

12款、分担金及び負担金は、人事交流職員人件費負担金の増により、18.7%の増額となっております。

13款、使用料及び手数料は、連続テレビ小説らんまん放送による観光客増に伴う社会教育施設使用料の増により、13.8%の増額となっております。

14款、国庫支出金は、道の駅建設に係る農村漁村振興交付金、地方道路交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減により、23.2%の減額となっております。

15款、県支出金は、地域振興対策交付金、高知県中山間地域生活支援総合補助金、園芸用ハウス整備事業補助金及び放課後児童クラブ施設整備事業補助金の増により、13.7%の増額となっております。

20款、諸収入は、令和4年12月の雪害による町営住宅への修繕費として、住宅災害見舞い金及び自主防災組織育成事業のコミュニティ助成事業補助金の増により、28.2%の増額となっております。

なお、収入未済額は、住宅新築資金貸付事業の元利収入と共益費となっております。

次に、歳出の説明をいたします。

こちらにも主な増減理由をご説明いたします。

1款、議会費は、人事異動に伴う人件費の増、及び議事録作成支援システム導入により、11.3%の増額となっております。

2款、総務費は、地域振興基金積立金の増及び佐川駅前ビル解体工事により、6.1%の増額となっております。

3款、民生費は、障害福祉サービス費、障害児通所サービス費などの扶助費の増及び子育て世帯物価高騰対策、生活支援給付金の増により、4.7%の増額となっております。

5款、農林水産業費は、おもちゃ美術館整備事業及び園芸用ハウス整備事業の増により、10%の増額となっております。

6款、商工費は道の駅建設事業により、58.5%の減額となっております。

9款、教育費は、放課後児童クラブ施設整備及び新文化拠点（図書館）建

設工事により、45.6%の増額となっております。

続きまして2ページ目をご覧ください。

3. 特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

こちらにも主な増減理由のほうの説明をさせていただきます。まず、国民健康保険特別会計です。歳入の1款、国民健康保険税は、対前年度比7.2%の減となっております。

主な理由につきましては、被保険者数の減となっております。令和6年3月31日現在2,718人で、1年前と比較いたしますと100人の減となっております。

同じ歳入の7款、諸収入は、国保連合会からの交通事故などによる第三者行為求償金の収入が前年度と比較して減額となっております。

歳出の7款、諸支出金は、直営診療施設勘定の高北病院への繰出金の増により増額となっております。

次に、学校給食特別会計です。

歳入の1款、分担金及び負担金は、就学援助児童数の減により減額となっており、2款の繰入金は、賄材料費増により一般会計からの繰入金が増額となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。

歳入の1款、分担金及び負担金は、新規加入が1件があったため増額となっており、3款、県支出金は、令和4年度に機器等機能強化対策工事が完了したため、減額となっております。5款、繰入金は、公営企業会計移行による基金取り崩しにより増額となっております。

次に、介護保険特別会計です。

1款、保険料は前年度と比較して0.7%増額しておりますが、被保険者数は令和6年3月31日現在、昨年度より21人減の4,883人となっております。

9款、諸収入は、国保連合会からの第三者行為求償金の収入が増額となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

1款、保険料は、対前年度比2.5%の増となっております。主な理由につきましては、被保険者数の増となっております。令和6年3月31日現在、昨年度より40人増の2,800人となっております。

4款、諸収入は、郵送料などの経費に対する補助金及び保険料還付金の減により減額となっております。

続きまして、4. 基金の状況の説明をさせていただきます。

令和5年度中の積み立てにつきましては、毎年同額を積み立てているもの

や、実質収支からの積み立てを除きますと、減債基金に、臨時財政対策債の償還として交付された普通交付税額を約1,700万円、施設等整備基金に、焼酎蔵改修などの今後の施設整備や施設老朽化に伴う修繕工事の財源とするため約2億円、ふるさと納税寄付金基金に寄付金の約3億1,700万円、地域振興基金に、管理型産業廃棄物最終処分場の建設に伴う高知県地域振興策及び周辺安全対策事業交付金を約2億3,600万円積み立てました。

一方、取り崩しをしたものは、施設等整備基金から道路橋梁維持費と、放課後児童クラブ施設整備工事の財源として8千万円。福祉基金からはあつたかふれあいセンター事業の財源として1,500万円。牧野博士顕彰基金からは、牧野博士に関する観光施策などの財源として約1,100万円。ふるさと納税寄付金基金からは、主にふるさと寄付推進事業、おもちゃ美術館委託料、新文化拠点（図書館）工事委託料の財源として、約2億8,600万円。地域振興基金からは、道路橋梁維持費や道路施設修繕工事などの地域振興事業のため、約3,200万円。農業集落排水基金は、公営企業会計移行のため全額を取り崩しました。

この結果、基金全体の額は、令和4年度末から約4億6,100万円の増額となり、合計で68億7,957万6,720円となりました。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

建設課長（吉野広昭君）

認定第7号、令和5年度佐川町水道事業会計の決算につきましてご説明をさせていただきます。

決算書、目次の次の決算報告書の1ページ目をご覧ください。

令和5年度の収益的収入及び支出の収支について、収入のほうからご説明させていただきます。

令和5年度の収入につきましては、第1款の水道事業収益の決算額が2億2,182万7,614円となっており、内訳としましては営業収益が1億8,734万6,681円。営業外収益が3,197万8,264円。特別収益が250万2,669円となっております。

下の表の支出につきましては第1款の水道事業費用の決算額が1億8,301万5,965円となっており、内訳としましては、営業収益、営業費用が1億6,758万1,605円、営業外費用が1,531万3,445円、特別損失が12万915円、予備費の支出につきましてはありませんでした。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、上の表の収入については、第1款、資本的収入の決算額が7,949万4千円で、内訳としましては企業債が3千万

円、補助金が24万円、負担金が513万円、出資金が4,412万4千円となっております。

また、下の表の支出につきましては、第1款、資本的支出の決算額が1億6,585万7,634円。内訳としましては第1款、建設改良費に9,054万3,950円、企業債の償還金7,531万3,684円となっております。

なお、その下の枠外にありますとおり、資本的収入額とし、資本的支出額の差額、8,636万3,634円を当該年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額より777万4,200円。減債積立金から1,444万7,157円。過年度分損益勘定留保資金より6,414万2,277円を補填しております。

なお、次のページ以降に、損益計算書、貸借対照表などを添付しておりますので、ご覧ください。

なお、詳細につきましては、決算の勉強会のほうでご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

病院事務局長（宮本福一君）

それでは私から、認定第8号、令和5年度佐川町病院事業特別会計の決算につきまして、ご説明させていただきます。

決算関係フォルダの令和5年度佐川町病院事業特別会計決算書ファイルをお開きください。

決算書1ページ、決算報告書、収益的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をご覧ください。

第1款、病院事業収益決算額17億275万1,021円となっております。内訳としまして、医業収益13億5,158万6,149円。医業外収益2億1,453万6,067円。介護老人保健施設収益5,784万9,226円。デイケア収益3,629万8,455円。デイサービス収益4,247万9,494円。特別利益1,630円となっております。

下の表、支出をご覧ください。

第1款、病院事業費用決算額17億2,515万9,490円となっており、内訳としまして、医業費用15億2,700万6,767円。医業外費用3,700万9,821円。介護老人保健施設費用6,942万1,283円。デイケア費用4,273万9,105円。デイサービス費用4,796万8,287円。特別損失101万4,227円。予備費ゼロとなっております。

病院事業収益から病院事業費用を差し引き、純損益はマイナス2,240万8,469円となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をご覧ください。

第1款、資本的収入、決算額1億3,076万円となっており、内訳としまして、企業債2,800万円、出資金1,885万6千円、負担金7,335万1千円、補助金1,055万3千円、固定資産売却代金ゼロとなっております。

下の表、支出をご覧ください。

第1款、資本的支出決算額2億7,465万8,997円となっております。内訳としまして、建設改良費6,012万8,640円、企業債償還金1億6,333万357円、長期貸付金120万円、投資5千万円となっております。

欄外をご覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,389万8,997円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

3ページ以降につきましては、損益計算書、貸借対照表など決算報告書の関係書類、11ページ以降につきましては、事業報告書の関係書類などを添付しております。

詳細につきましては、決算勉強会でご説明をさせていただきます。以上よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

引き続き、監査委員決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員に報告を求めます。

代表監査委員（上田益英君）

おはようございます。

監査委員の上田です。よろしく申し上げます。

それでは、令和5年度の決算審査の報告をさせていただきます。

タブレットの決算関係のフォルダの中の、令和5年度決算審査意見書を開いてください。

まず1ページです。令和5年度佐川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び関係証拠書類を審査した結果、意見は下記のとおりである。

1. 審査を行った日、一般会計及び特別会計、7月9日から8月19日までの7日間。2. 審査の結果、令和5年度各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と、歳入歳出予算書、収入証書、出納書類を照査のうえ、さらにその内容について検討を加え、審査を実施した結果、決算はすべての会計で計数的に正確であることを確認した。

また、各基金の管理運用状況も計数的に正確で、それぞれの目的に沿って運用されている。

3の決算の概要につきましては、各会計の決算額を順次表示しております。

2ページ以降に一般会計、12ページ以降に特別会計、29ページ以降に総

括として掲載しています。各会計につきまして、具体的な決算額及びそれに対します監査委員の指摘及び意見等を述べさせていただきます。

その中で、まず2ページですが、一般会計の決算額は歳入が90億8,860万6千円、歳出は87億9,851万8千円となっており、歳入では前年度より2.8%、2億6,218万8千円の減少、歳出では1.9%、1億7,438万3千円減少している。

その結果、実質収支は2億504万9千円で、前年度より80万8千円の減となっている。

次に11ページの実質公債費比率は、健全化判断比率の一つとなっており、本年度は5.4%で前年度より1.2ポイント悪化している。

近年の大規模建設事業の財源として、町債の借入れを行っており、毎年の元利償還金が増加していくため、今後比率がさらに上昇することが予想される。

25ページの病院事業特別会計では、2,240万8千円の純損失となっている。

これは新型コロナウイルス関係の補助金終了の減額と、医師不足、介護事業関係の不振によるものと思われる。

今後はさらに厳しい経営を強いられることが考えられ、経営安定化に向けて、医師の確保や利用者の利便性の向上を含めた、より一層適正な病院運営に努力されたい。

次に、財務援助団体の一部において、当該団体の監事より、内部統制上の不備が指摘されている。詳細は、監査報告後の現在において調査中とのことであるが、本町としても調査に全面的に協力し、真相解明するとともに、早急に抜本的な改善策を構築することを求める。

また、29ページから31ページに、監査委員の決算審査の結果報告を総括として詳細に掲載していますので、ご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

以上で監査委員の報告は終わりました。

ここで10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時40分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第 18、議案第 60 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 30、議案第 72 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまで、以上 13 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案についてご説明申し上げます。

議案第 60 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 1 億 2,521 万 5 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 94 億 6,513 万 9 千円とするものであります。

議案第 61 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 4,752 万 6 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,559 万 8 千円とするものであります。

議案第 62 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 473 万 6 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,091 万円とするものであります。

議案第 63 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 4,444 万 3 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 355 万 6 千円とするものであります。

議案第 64 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入支出の既決予定額の増額補正を行うもので、収入の既決予定額を 2 億 2,502 万 3 千円、支出の既決予定額を 1 億 9,108 万 3 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 65 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、当年度末の未処理利益剰余金のうち 1,444 万 7,157 円を資本金へ組み入れ、当年度純利益 3,094 万 6,134 円のうち 1,594 万 6,134 円を減債積立金に、1,500 万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものであります。

議案第 66 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等において、住民票等を交付するサービスの利益を始めるにあたり、手数料の額を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 67 号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等において、印鑑証明書を交付するサービスの利用開始に当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第 68 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利益等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が令和 6 年 12 月 2 日以降に発行されなくなることに伴い、罰則規定の条文の一部を改正するものであります。

議案第 69 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年度からのさかわ発明ラボの移設に伴い、所在地を変更するものであります。

議案第 70 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年度から佐川町史編さんの策定作業を進めるにあたり、佐川町町史編さん委員会員を別表第 1 に特別職として追記するものであります。

議案第 71 号、佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在建築中の図書館の名称が佐川町立図書館さくとに決定したことに伴い、条例の題名等を改めるものであります。

議案第 72 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきましては、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、各担当課局長から説明をさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは私のほうから、議案第 60 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書のフォルダーにございます、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算書（第 3 号）をお開きください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

初めに、補正予算書の 4 ページの第 2 表、債務負担行為補正をご覧いただきたいと思っております。

こちらは町史編さん業務の委託料につきまして、令和 7 年度から令和 12 年度までの期間において、2,662 万円の債務負担限度額を設定させていただくものです。

佐川町史編さん業務につきましては、事業の開始を当初計画より半年前倒しし、本年度より開始をさせていただき、町制施行 130 周年記念事業として、令和 12 年度の発刊を目指すものでございます。

新図書館システムのデジタルアーカイブで使用できるよう、データ化も実施したいと考えており、また800ページの想定で総額2,734万6千円の事業費を見込んでいます。

なお、本年度実施いたします委託料につきましては、今回の補正予算の2款総務費、1項、4目の企画費のほうに、72万6千円を計上させていただきます。

続く次の5ページは、第3表、地方債補正となっております。

1、追加の表にあります、ヘリポート整備事業につきましては、災害時における緊急消防救助隊等の災害拠点としても活用する方針で整備を進めたいと考えており、緊急防災減災事業債が見込めることから、地方債を追加計上させていただきます。

下の表は、地方債の変更となります。

町道施設整備事業につきましては、国の地方道路交付金の決定による事業費の増額に伴い、地方債の限度額を300万円増額し、1億9,590万円に変更するものでございます。

次の地質館改修事業につきましては、地質館の屋根防水工事の設計を委託することとしたことによりまして、限度額を40万円増額し、2,170万円に変更させていただきます。

次の臨時財政対策債につきましては、令和6年度の普通交付税額の確定により、臨時財政対策債の発行可能額が決定となりましたので、限度額のほうを289万1千円増額し、1,050万2千円に変更をさせていただきます。

続きまして14、15ページのほうをご覧くださいと思います。

14、15ページから歳出の事項別明細書となっております。

歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

下の表の上から2段目になります。

2款、1項、3目財産管理費、14節工事請負費の説明欄、町有財産管理工事737万円は、霧生ヶ丘団地緑地公園施設の一部である擁壁等の変状に対する対策工事に係る経費となっております。

次の4目企画費、こちらのほうに、11月6日から8日にかけて、西森ルイス弘志ブラジル下院議員及び西森議員の出身地でありますマリアルヴァ市の訪問団15人ほどの、現在のところ予定をしておりますけれども、こちらの訪問団が来高して、佐川町訪問の予定となっております。

その滞在中の移動費であったり、歓迎会の経費、また通訳代等を計上させていただきます。

主な内訳といたしまして、10 節需用費の食糧費には、来庁時の歓迎会等の食事代として19万2千円。11 節役務費の手数料には、主に通訳料として36万2千円。13 節使用料及び賃借料には自動車等借上料、送迎バスの借上料といたしまして、33万9千円を計上させていただいております。

続いて22、23 ページまでお進みいただきたいと思います。

22、23 ページ、一番下の表の6 款、1 項、1 目商工振興費、16 節公有財産購入費、説明欄の用地購入費994万円の増額及び、次の1 枚おめぐりいただきまして、25 ページの一番上の21 節補償、補填及び賠償金の説明欄、観光駐車場工作物補償費178万円の減額につきましては、観光駐車場の用地購入に当たり、不動産鑑定及び補償費の算定を行いまして、額が確定したことによるものとなっております。

次の表の1 段目、7 款、1 項、2 目道路橋梁維持費の14 節工事請負費の説明欄、町道修繕等工事872万3千円につきましては、令和6年6月に損傷を受けました永野地区の二重橋防護柵復旧工事を実施するための費用となっております。

二つ下の段になります。3 目道路橋梁新設改良費、12 節委託料の説明欄、地方道路交付金事業測量及び試験委託料、1,529万3千円の減額と、次の段の14 節工事請負費、説明欄、町道改良工事2,507万8千円の増額につきましては、地方債の補正のほうでもご説明をさせていただきましたが、国の地方道路交付金の決定を受け、補正を行うものとなっております。

次の表の7 款、4 項、2 目住宅総務費につきましては、住宅耐震に対する住民の意識向上に伴い、想定を上回る申請状況となり、事業費のほうを補正をさせていただくものです。12 節委託料の説明欄、耐震診断委託料につきましては、30 件分といたしまして103万8千円。

次の段の18 節負担金補助及び交付金、説明欄、耐震改修費補助金につきましては、耐震設計31 件分、耐震工事23 件分を追加で見込み、3,780万5千円を増額させていただくものとなっております。

次の表の一番下の段になります。

8 款、1 項、4 目災害対策費の17 節備品購入費の221万8千円は、衛星携帯電話4 台分の購入費用になります。

衛星携帯電話は、役場本庁、総合文化センター、健康福祉センターかわせみ、高北病院のほうに設置しておりますが、本年7月末に契約しておりました事業者より、8月末をもって衛生機器の不具合によりサービスを終了する旨の通知があり、その必要性から代替となる新たな機種を購入費用となっております。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

10、11 ページのほうをお願いしたいと思います。

10、11 ページから、歳入につきましてご説明のほうをさせていただきます。

二つ目の表、10 款、1 項、1 目地方交付税の 1 億 8,394 万 7 千円は、普通交付税の交付額決定による増額となっております。

四つ目の表、14 款、2 項、4 目土木費国庫補助金、1 節住宅費補助金の 1,201 万 8 千円は、歳出でご説明をさせていただきました住宅耐震化支援事業の国庫補助金となっております。

次の 12、13 ページをご覧くださいと思います。

一番目の表の、15 款、2 項、5 目土木費県補助金、2 節住宅費補助金の 1,538 万 8 千円は、木造住宅耐震化支援事業の県の補助金となります。

次の表の 18 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金、2 億 2,585 万 8 千円の減額につきましては、今回の補正予算で普通交付税の交付額決定や前年度繰越金を計上したことにより、財源超過となったことによるものでございます。

最後になります。

四つ目の表の 20 款、3 項、2 目雑入の説明欄、二つ目になります。新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金につきましては、ワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体が実施主体として行われるもので、令和 6 年度に市町村が実施する新型コロナウイルスに関わる定期予防接種について、接種 1 回当たり 8,300 円が助成されます。

当町におきましては、少なくとも 500 人が接種すると見込み、415 万円を計上をさせていただいているものです。

議案第 60 号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

住民課長（真辺美紀君）

私からは、議案第 61 号と 62 号について説明をさせていただきます。

まず、議案第 61 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）について説明をいたします。

補正予算書のフォルダの中、先ほど総務課長から説明がありました一般会計の隣にあります、国保会計の分をお開きください。

まず、事項別明細書の歳出から説明をいたします。10 ページ、11 ページをお開きください。

今回の補正額 4,752 万 6 千円のうち、主なものは繰越金で、歳出の補正額のうち、一般財源で対応しなければならない 7 款の諸支出金、19 万 2 千円に充当いたしました残りの全額を、一番下の枠になりますが予備費のところ

に、4,703万7千円を計上いたしております。

その他のもの、主なものを説明いたします。

まず、1款、1項、1目の12節委託料の説明欄、国民健康保険システム改修委託料17万2千円は、本年12月2日より開始する、マイナ保険証に関連して必要となる資格確認書の様式の変更によるものでございます。

そのことに関連しましてもう一つ上の枠、10節需用費の説明欄、消耗品費1万4千円は、資格確認書の台紙代の単価が、当初13.5円であったものが30円に増額となったため補正をするものでございます。

その次にそれから三つ下がっていただきまして7款、1項、8目の22節償還金、利子及び割引料の説明欄、特定健康診査等負担金償還金5万3千円は、前年度の交付金の精算により償還するものでございます。

その下の枠、9目の説明欄、その他償還金の13万9千円は、前年度の特別調整交付金と、保険者努力支援分の交付金の精算により償還するものでございます。歳出は以上でございます。

続きまして歳入にまいります。

8ページ、9ページにお戻りください。

まず5款、1項、1目一般会計繰入金の4節職員給与費等繰入金ですね、説明欄の10万9千円は、歳出のほうに今回制度改正によりまして職員共済費2カ所増額をさせていただいております。3万6千円と7万3千円の合計額の10万9千円を、給与費の繰入金として増額しています。

その下の事務費繰入金は、先ほど歳出で説明いたしました消耗品費の1万4千円と、あと郵送料2千円を増額していますのでその合計額の1万6千円が事務費の繰入金です。

それから三つ下がっていただきまして8款、2項、4目の説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の17万1千円は、先ほど歳出で説明をいたしましたシステム改修委託料17万2千円のうち、国費の特定財源として17万1千円と、その二つ上のところに財政調整基金繰入金1千円を入れていきますので、この1千円と17万1千円で、歳出の17万2千円に充てるものでございます。議案第61号は以上でございます。

続きまして議案第62号、令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）、同じように先ほどの補正予算書の隣になります、今度後期の特別会計の補正予算書をお開きください。

こちら事項別明細書の歳出から説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

今回の補正額473万6千円のうち、主なものはこちら繰越金の395万1

千円となっております。

同額を、2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金に計上いたしております。

その他は1款、2項、1目、11節役務費の説明欄、郵送料48万5千円につきましては、被保険者証の郵送料につきまして、当初は普通郵便を予定しておりましたが、特定記録により郵送することになったことによる増額でございます。

二つ下に下がっていただきまして3款、1項、1目、22節償還金、利子及び割引料の説明欄、保険料還付金の30万円は、過年度の所得の減少により発生した保険料の還付金について、6年度は当初の20万円では不足する見込みとなり、補正をするものでございます。歳出は以上です。

続きまして歳入にまいります。

8ページ、9ページにお戻りください。

1款、失礼しました3款、1項、2目の事務費繰入金48万5千円は、先ほど歳出で説明いたしました郵送料と同額でございます。

その次の段の4款、2項、1目の説明欄、保険料還付金の30万円。こちら先ほど歳出で計上いたしました還付金ですが、こちらは同額を広域連合のほうからいただくことができるので、歳入として補正をさせていただいております。以上でございます。よろしく願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうから、議案第63号、令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

介護保険の補正予算書をお開きいただきたいと思います。

まず、補正予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。歳出予算の明細書となっております。

主なものをご説明をさせていただきます。

一番下の表の7款、1項、1目、22節の還付加算金15万9千円につきましては、第一号被保険者の介護保険料につきまして、死亡後に特別徴収した過年度分の保険料を還付する予算につきまして、今回不足が生じたため補正をするものでございます。

同じ表の7款、1項、2目、22節の介護給付費償還金4,428万円につきましては、令和5年度の介護給付費地域支援事業等の精算に伴う国、県負担金等の返還金となっております。

続きまして戻りますが8ページ、9ページをお願いいたします。歳入予算書の明細書となっております。

4段目の表の5款、1項、1目、2節の介護給付費負担金（過年度精算分）の874万8千円につきましては、令和5年度の介護給付費の精算に伴う県負担金の追加交付となっております。

次に10ページ、11ページをお開きください。

2段目の表の7款、2項、1目、1節介護保険事業運営基金繰入金3,567万5千円につきましては、歳出でご説明をいたしました令和5年度介護給付費の精算に伴う返還金の財源として、基金から繰り入れるものでございます。

以上が議案第63号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

それでは私のほうから、議案第64号並びに議案第65号についてご説明をさせていただきます。

議案第64号、佐川町水道事業会計補正予算書（第1号）についてご説明をまずはさせていただきます。

補正予算書の最後のページをご覧ください。

支出のほうから説明をさせていただきます。

支出の表、1款、1項、1目の委託料に、水質検査委託料44万円を、1款、2項、3目雑支出に、非常用飲料水袋購入に係る49万5千円を計上しております。

収入につきましては、1款、2項、5目に消費税及び地方消費税還付金8万5千円を計上しております。

引き続きまして議案第65号について説明させていただきます。

議案第65号、令和5年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分については、議案書のほうをご覧ください。

令和5年度決算におきまして、未処分利益剰余金の残額が4,539万3,291円となっております。このうち1,444万7,157円を資本金に組み入れ、当該年度の純利益のうち、1,594万6,134円を企業債の償還に充てるための減債積立金に1,500万円を建設改良積立金として積み立てるため、本議案につきましては、地方公営企業法第32条第2項に基づき、議会の議決を求めるものです。よろしくお願いいたします。

住民課長（真辺美紀君）

私からは、議案第66号から68号まで説明をさせていただきます。

まず議案第66号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本年12月18日より、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等において住民票、印鑑証明書、戸籍謄本、抄本、戸籍の附票、所得証

明書などを取得することができるサービス、いわゆるコンビニ交付を佐川町が開始するにあたり、この制度の利用の促進を図るため、手数料の額を見直すことに伴い、必要な改正をするものでございます。

改正の概要は、コンビニエンスストア等に設置されました多機能端末機で住民票等を交付する際の手数料を、役場の窓口で交付する場合の額から100円を減じた額といたしますが、手数料の免除の項目につきましては、コンビニ交付では適用しないという内容でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきますので、参考資料をご覧ください。

参考資料のフォルダの中にあります、議案第66号関係という資料をお開きください。

まず、第5条手数料の免除の項目です。

第5条、第1項に第1号から第7号まで免除の規定が入っていますが、その次に第2項として、ちょっと行数が15行ぐらい長くなっていますが、下線を引いてある部分です。ここの中の1行目と一番最後の行のところの文字を拾っていただきますと、多機能端末機により証明書を交付する場合には適用しないという内容が入っています。

次に別表第1をご覧ください。2ページから別表に入りますが、5ページまで進んでください。

5ページの上から二つ目の枠、15の項、(15)と書いてある部分ですが、こちらがですね、いわゆる所得証明書や課税台帳記載事項証明書など課税に関するものです。現行は200円で、改正後は300円、100円増額となりますが、括弧書きで多機能端末機により交付する場合には200円としています。つまり、役場の窓口での交付については200円から300円に増額となりますが、コンビニエンスストア等では200円で取得できるということです。

同様に、少し下がっていただきまして25の項が印鑑証明書で、次の6ページの33の項が住民票と戸籍となります。

少しちょっと戻っていただきまして16の項から24の項、5ページにあります16の項から24の項と、6ページの31の項につきましても、住民票、戸籍、税の証明に関する証明ですので、200円から300円に増額するものでございます。議案第66号は以上でございます。

続きまして議案第67号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほどの議案第66号に関連するもので、本年12月18日よりマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等において印鑑証明書を取得することができるサービスの開始に伴い、必要な改正を実施する

ものでございます。

改正の概要は、役場の窓口において印鑑証明書の交付申請の際、現在使っていただいております印鑑登録証のかわりに、マイナンバーカードで申請することができるよう、またコンビニエンスストア等におきましては、マイナンバーカードに加え、電子証明書が記録されたスマートフォンで申請することができるという内容でございます。

こちらも新旧対照表により説明をさせていただきますので、参考資料をもう一度お開きください。参考資料の議案第 67 号関係をお願いいたします。

まず第 13 条、第 1 項をご覧ください。

改正後は、個人番号カード、つまりマイナンバーカードを印鑑登録証に代えて申請できる内容を追加しています。

次に、第 13 条の次に、多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付として、第 13 条の 2 を追加しています。議案第 67 条は以上でございます。

最後に、議案第 68 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 5 年 6 月 9 日に公布された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して、被保険者証を廃止することとなり、それに伴って改正された国民健康保険法が令和 6 年 12 月 2 日から施行されますので、関連いたします当町の国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要は、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されたため、それに基づく国民健康保険条例の引用部分を改めるとともに、被保険者証の返還を求められてこれに応じないという内容の部分の文言を削除するものでございます。議案第 68 号は以上でございます。よろしく願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは、私の方からは議案第 69 号及び第 70 号についてご説明をさせていただきます。

まず議案第 69 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、さかわ発明ラボの拠点としてこれまで利用しておりました役場前の旧西森歯科が、老朽化によりまして外壁が剥がれ、落下するなど危険な状態にあったことから、J A 佐川所の向かいに移転したことに伴いまして、所在を変更するものでございます。

次に、議案第 70 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

これにつきましては本年度から取り掛かります町史編さんにつきまして、事業を円滑に実施するため、佐川町史編さん委員会を設置し、策定の作業を進めていくこととしております。

この佐川町史編さん委員会の委員に報酬を支給するにあたり、同条例第2条関係、別表第1の報酬日額4,800円の欄に、佐川町史編さん委員会委員を追記するものでございます。

説明につきましては以上です。どうぞよろしく願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

それでは私からは議案第71号、佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本改正条例につきましては、町長からの行政報告でもありましたように、12月19日に開館を予定しております図書館について、その名称を佐川町立図書館から、佐川町立図書館さくとと改正するものです。

この名称につきましては、愛称ということできくとと決定をしておりましたが、看板や館内のサイン、それからリーフレット等の印刷物やグッズ等でもこのさくとという名称を使用することから、正式名称として制定するものです。

なお施行日につきましては現在の図書館、仮設の図書館から、その機能が新館に移設することになる予定の12月1日としております。以上よろしく願いいたします。

住民課長（真辺美紀君）

議案第72号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきまして、説明をさせていただきます。

議案第72号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきましては、地方自治法の規定によりまして、広域連合の規約を変更しようとするときは、関係する地方公共団体の議会での議決が必要となっているため、提案するものでございます。

変更の理由は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降、発行されなくなることによる改正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

以上で議案第60号から議案第72号までの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を9日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 21 分